

## 各種控除について（給与所得者用）

年末調整では、勤務先に『各種申告書』を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

### 1 扶養控除等申告書を提出して受けられる控除

16歳以上の親族を扶養している場合や、障害者がいる場合、あなたが学生の場合、現在婚姻しておらず子供がいる場合などには、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、扶養控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

#### ① 扶養控除

扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、あなたと生計を一にする居住者である年齢16歳以上の親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下同じです。）及び一定の要件を満たす非居住者のうち、合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円）以下の人です。

控除の種類		控除額
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

（注1）特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成14年1月2日～平成18年1月1日生）の人をいいます。

（注2）老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上（昭和30年1月1日以前生）の人をいいます。

#### ② 障害者控除、勤労学生控除

控除の種類		控除額
障害者控除 本人 同一生計配偶者 扶養親族	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
勤労学生控除（本人のみ）		27万円

（注1）同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

（注2）扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

（注3）勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が75万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円）以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。

#### ③ 寡婦控除、ひとり親控除

控除の種類	控除額
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円

（注1）「寡婦」とは、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全てを満たす人、又は、夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます（「ひとり親」に該当する人を除きます。）。

（注2）「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の所得金額の合計額が48万円以下の子に限り、）を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことの全ての要件を満たす人をいいます。

#### ④ 定額減税

あなたの合計所得金額が1,805万円以下の場合は、あなた及び次の扶養親族（居住者に限ります。）1人につき3万円の定額減税を受けることができます。

##### イ 控除対象扶養親族

□ 16歳未満の親族のうち、合計所得金額が48万円以下の人

（注）この申告書に上記の扶養親族を記載していれば、年末調整において定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

### 2 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書を提出して受けられる控除

配偶者がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

#### ① 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下である生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円）となります。

（注）老人控除対象配偶者とは、年齢70歳以上（昭和30年1月1日以前生）の人をいいます。

#### ② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。

#### ③ 定額減税

あなたの合計所得金額が1,805万円以下で、同一生計配偶者が居住者である場合には、3万円があなたの定額減税額に加算されることとなります。

（注）この申告書に上記の同一生計配偶者を記載していれば、年末調整において定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

### 3 保険料控除申告書を提出して受けられる控除

社会保険料や生命保険料、地震保険料を支払っている場合には、次の控除を受けられますので、保険料控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

#### ○ 各種保険料控除

控除の種類	控除額			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
地震保険料控除	合計適用限度額	最高12万円		
	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5万円		
両方がある場合	最高5万円			

（注）旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

### 4 所得金額調整控除申告書を提出して受けられる控除

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、あなたが特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円の所得金額調整控除が受けられますので、所得金額調整控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

### 5 基礎控除申告書を提出して受けられる控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に、次の控除が受けられますので、基礎控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

#### ○ 基礎控除

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

### 6 住宅借入金等特別控除申告書を提出して受けられる控除

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等特別控除（住宅借入金の種類・金額に応じた一定の金額）が受けられますので、住宅借入金等特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

年末調整を受ける際の注意事項

令和6年分年末調整に係る各申告書は、正しく記載して提出されていますか？

扶養控除等の誤りが後日分かった場合には、年末調整のやり直しなど(所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

※ 基礎控除など、申告書を提出しなければ適用を受けることができない控除もありますので、提出漏れがないようご注意ください。

＜年末調整に係る申告書の記載事項チェック表＞

令和6年分年末調整に係る各申告書の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみてください。

<p>扶養控除等申告書</p> <p>【記載例】 </p>	<p>配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る 定額減税のための申告書</p> <p>【記載例】 </p>
<p><input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成21年1月1日以前生)の扶養親族ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前生)ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成14年1月2日～平成18年1月1日生)ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ48万円以下ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 障害者に該当する(人がいる)場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。</p>	<p><input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前生)ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。 ※ 扶養控除等申告書を提示する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(非居住者は除きます。)をあなた(合計所得金額1,805万円以下の人に限り)の定額減税額の計算に含める場合、その配偶者について記載していますか<sup>(注)</sup>。</p>
<p><input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満(平成21年1月2日以後生)の扶養親族を記載していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」)及び「送金関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には「38万円送金書類」)を添付していますか(提示でも可)。</p> <p><input type="checkbox"/> 扶養親族(非居住者は除きます。)をあなた(合計所得金額1,805万円以下の人に限り)の定額減税額の計算に含める場合、その全員について記載していますか<sup>(注)</sup>。</p>	<p>保険料控除申告書</p> <p>【記載例】 </p> <p><input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。</p>
<p>基礎控除申告書</p> <p>【記載例】 </p> <p><input type="checkbox"/> 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区別は正しくされていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載していませんか。</p>
<p><input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,805万円以下で定額減税の対象ですか。</p>	<p><b>こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！</b></p> <p>本年の途中で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。</li> <li>2 あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。</li> <li>3 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。</li> </ol>
<p>所得金額調整控除申告書</p> <p>【記載例】 </p> <p><input type="checkbox"/> あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は850万円を超えていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「扶養親族が23歳未満(平14.1.2以後生)」の要件にチェックを入れている場合、「扶養親族等」欄に記載した者は、23歳未満(平成14年1月2日以後生)ですか。 ※ 2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件にチェックを付けます(いずれの要件にチェックを付けても控除額は変わりません)。 また、1つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を「扶養親族等」欄に記載します。</p>	<p>(注) 「扶養控除等申告書」及び「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」に同一生計配偶者や年少扶養親族を含む扶養親族(いずれも居住者に限ります。)を記載していれば、年末調整において定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。</p>

各種申告書の記載例

令和6年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

**令和6年分 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書**

<b>1</b>	所轄税務署長等 <input type="checkbox"/> 税務署長 <input checked="" type="checkbox"/> 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) ○○○○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和56年1月1日	あなたの住所 〇〇市△△町3-3	あなたの生年月日 昭和56年1月1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	扶 記 記 入 する 必要 は あり ませ ん
<b>2</b>	あなたの源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、高齢、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。									
<b>3</b>	主たる給与から控除を受ける									
<b>4</b>	住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)									

1 氏名、住所などの記入

<b>1</b>	所轄税務署長等 <input type="checkbox"/> 税務署長 <input checked="" type="checkbox"/> 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) ○○○○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	あなたの生年月日 昭和56年1月1日	あなたの住所 〇〇市△△町3-3	あなたの生年月日 昭和56年1月1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 〇〇市××町23-7	あなたの配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	扶 記 入 する 必要 は あり ませ ん
----------	---	----------------------------	---------------------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------	-----------------	----------------------	---	---

- ▶ **1 所轄税務署長等**  
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。
- ▶ **2 給与の支払者の法人（個人）番号**  
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。
- ▶ **3 あなたの個人番号**  
あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶ **4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出**  
2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

<b>1</b>	区分等 A 源泉控除対象配偶者(注1) B 控除対象扶養親族(16歳以上)(※21.1以前生)	(フリガナ) 氏名 ヤマカワ アキコ 山川 明子 ヤマカワ イチロウ 山川 一郎 ヤマカワ ジョウ 山川 二郎 ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	あなたの続柄 妻 子 子 父	生年月日 昭和56年10月5日 昭和15年2月4日 昭和20年5月17日 昭和21年5月8日	令和6年中の所得の見積額 400,000円 0円 0円 300,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。) <input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 <input type="checkbox"/> 28万円以上の支払 <input type="checkbox"/> 600,000円 <input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 <input type="checkbox"/> 28万円以上の支払 <input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学者 <input type="checkbox"/> 28万円以上の支払	住所又は居所 〇〇市××町23-7 1234KokuzeiStreet...USA 〇〇市××町23-7 〇〇市××町23-7	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった場合に記入してください。) 〇円 〇円 〇円
----------	---	--	----------------------------	--	--	--	---	--

- ▶ **1 A 源泉控除対象配偶者**  
あなた（令和6年中の合計所得金額の見積額が90万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和6年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。  
なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与と所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。
- ▶ **2 B 控除対象扶養親族**  
次の扶養親族について記載します。  
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成21年1月1日以前に生まれた人）  
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人  
(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人（平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人）  
(ロ) 年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人）  
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」  
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。  
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人にも扶養親族に含まれます。
- ▶ **3 個人番号**  
源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

### ▶4 老人扶養親族（昭 30.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和30年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき ⇒ 「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」

### ▶5 特定扶養親族（平 14.1.2 生～平 18.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成14年1月2日～平成18年1月1日生）の場合に、チェックを付けます。

### ▶6 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は、「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

### ▶7 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄に記載がある場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類（「非居住者である親族」欄の「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合は、「38万円送金書類」）の添付等が必要です。

### ▶8 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。

（例）年中の途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合  
⇒ 「令和6年〇月〇日 結婚」

### ●（参考）

① 収入が給与と所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特別支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	9,000,000円
1,500,000円		950,000円
1,030,000円		480,000円

② 収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

## 3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者		寡婦		ひとり親		勤労学生		障害者又は勤労学生の内容		異動月日及び事由	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	区分	障害者	本人	同一生計配偶者(注1)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」をお読みください。)	異動月日及び事由	
	一般の障害者				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付		
	特別障害者				( )	( )	( )	( )	(注1) 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 (注2) 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。		

### ▶1 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※ 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

### ▶2 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成21年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

### ▶3 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

### ▶4 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

## 4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平21.1.2以後生）	フリガナ	個人番号	あなごの別	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	令和6年中の所得の見積額(円)	異動月日及び事由	※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた合計所得金額を記載します。
	1	ヤマカワサブロウ 山川 三郎	5151661717881919100	子	23.7.5	〇〇市××町23-7	2	0円	
2									
3 退職手当等を有する配偶者・扶養親族	フリガナ	個人番号	あなごの別	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	令和6年中の所得の見積額(円)	異動月日及び事由	障害又はひとり親
						<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

### ▶1 16歳未満の扶養親族（平 21.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成21年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

### ▶2 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

### ▶3 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

### ▶4 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金関係書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

### ▶5 令和6年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和6年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

### ▶6 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

### ▶7 寡婦又はひとり親

退職所得を除くことと令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合には、チェックを付けます。

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

## 留意事項

1 控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族（いずれも居住者に限ります。）をあなた（合計所得金額が1,805万円以下の人）に限り、その定額減税額の計算に含める場合は、その親族についてこの申告書に記載して勤務先へ提出してください。

2 源泉控除対象配偶者を含む同一生計配偶者（居住者に限ります。）をあなた（合計所得金額が1,805万円以下の人）に限り、その定額減税額の計算に含める場合は、その配偶者について「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して勤務先へ提出してください。

# 令和6年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

## 令和6年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1

所轄税務署長 □□	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 <small>(フリガナ) あなたの氏名</small>	ヤマカワ タロウ
税務署長 □□	給与の支払者の法人番号 1112213344455667 <small>(フリガナ) あなたの氏名</small>	山 川 太 郎
税務署長 □□	給与の支払者の所在地(住所) □□市△△町3-3	あなたの住所又は居所 〇〇市××町23-7



基・配・所

### ～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」兼「年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次のとおり記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が135万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が135万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」兼「年末調整に係る定額減税のための申告書」の欄に記載してください。
  - 上記以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」兼「年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が50万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けなくても構いません。

### ◆給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)◆

- ① 「控除額の計算」の表の区分Ⅰ欄については、「基礎控除申告書」の区分Ⅰ欄を参照してください。
- ② 「基礎控除申告書」の区分Ⅰ欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の区分Ⅰ欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- ③ 「基礎控除申告書」の区分Ⅰ欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の区分Ⅰ欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

#### ○配偶者の氏名等

配偶者の氏名 (フリガナ)	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7	配偶者の生年月日	大 56年 10月 5日
配偶者の氏名 ヤマカワ アサコ	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	配偶者の生計を一にする事実	
山 川 明 子			

2

#### ◆給与と所得者の基礎控除申告書◆

##### ○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②)の合計額		6,973,000 円

##### ○控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	48万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
	1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円
	1,805万円超 2,400万円以下	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

基礎控除の額: 480,000 円

本人定額減税対象:

#### ○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②)の合計額		400,000 円

##### ○控除額の計算

区分	区分Ⅱ										配偶者控除の額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
区分Ⅰ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	380,000 円
区分Ⅱ	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	配偶者特別控除の額
概要	配偶者控除										配偶者特別控除

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

3

4

#### ◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が50万円以下の場合は、記載する必要はありません。

① 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれも記載する必要があります)。

② 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれも1つの要件について、チェックを付けて記載をすることで完了させます。

③ 年末調整における所得金額調整控除の適用については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	(フリガナ) 左記の者の個人番号 左記の者の生年月日	特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2」を参照)
	同一生計配偶者又は特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	ヤマカワ ジロウ	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	大 20年 5月 17日
	扶養親族等特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	山 川 二 郎	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合のあなたの住所又は居所	あなたと配偶者の住所又は居所
	扶養親族等(平成23年度末(平成14.12.31後生)) (右の★欄のみを記載)	子	〇〇市××町23-7	〇〇市××町23-7

(注)「同一生計配偶者」は、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与収入金額が103万円以下)の人をいいます。

## 1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長 □□	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社 <small>(フリガナ) あなたの氏名</small>	ヤマカワ タロウ
税務署長 □□	給与の支払者の法人番号 1112213344455667 <small>(フリガナ) あなたの氏名</small>	山 川 太 郎
税務署長 □□	給与の支払者の所在地(住所) □□市△△町3-3	あなたの住所又は居所 〇〇市××町23-7

### ▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

### ▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

## 2 給与と所得者の基礎控除申告書の記入

### ◆給与と所得者の基礎控除申告書◆

#### ○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と(②)の合計額		6,973,000 円

#### ○控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	48万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
	1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円
	1,805万円超 2,400万円以下	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

基礎控除の額: 480,000 円

本人定額減税対象:

### ▶① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和6年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページはこちらから

※ この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

● 給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額	
1 円以上	550,999 円以下	0 円	
551,000 円以上	1,618,999 円以下		A - 550,000 円
1,619,000 円以上	1,619,999 円以下	1,069,000 円	
1,620,000 円以上	1,621,999 円以下	1,070,000 円	
1,622,000 円以上	1,623,999 円以下	1,072,000 円	
1,624,000 円以上	1,627,999 円以下	1,074,000 円	
1,628,000 円以上	1,799,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円
1,800,000 円以上	3,599,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下		A + 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下		A × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)		A - 1,950,000 円
8,500,000 円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)		A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除

(注) 1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。  
 ① (給与の収入金額<sup>(※1)</sup> - 850万円) × 10%  
 ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円  
 ② 給与所得控除後の給与等の金額<sup>(※2)</sup> + 公的年金等に係る雑所得の金額<sup>(※2)</sup> - 10万円  
 ※2 10万円を超える場合は、10万円  
 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶ ② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶ ③ 区分 I

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A ~ D) を記載します。

▶ ④ 本人定額減税対象

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果が (A) ~ (D) までに該当する場合はチェックを付けます。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。  
 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の欄に記載してください。  
 2 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください (配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書) を記載する必要はありません。  
 ● 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分 I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分 I」欄を参照してください。  
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分 A」~「C」に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①~④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。  
 ○ 「基礎控除申告書」の「区分 I」欄が(A)~(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分 II」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマカワ アキコ	2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,7	昭和56年10月5日
山 川 明 子		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

区分 I	区分 II (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※円の金額))										
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参照して記載してください。  
 ※ (A)~(D)のうち、①~④に該当する場合は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができますが、①又は②の場合は配偶者定額減税対象となります。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定	控除額の計算		基礎控除の額	本人定額減税対象
	900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)		
判定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	480,000 円	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶ ① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等 (異動) 申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶ ② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

▶ ③ 判定及び区分 II

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①~④) を「区分 II」欄に記載します。

▶ ④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基礎控除申告書の区分 I の判定結果 (A ~ C) とこの申告書の区分 II の判定結果 (①~④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。「区分 I」欄が (D) の場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません (以下⑥へ進んでください)。

▶ ⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分 II」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分 II」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

▶ ⑥ 配偶者定額減税対象

基礎控除申告書の区分 I の判定結果が (A) ~ (D) のいずれかであり、かつ、この申告書の区分 II の判定結果が①又は②である場合はチェックを付けます (配偶者が非居住者である場合は除きます)。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて☆扶養親族等欄及び★特別障害者欄にその該当する者について記載してください (該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。  
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。  
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

○ あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★ 特別障害者に該当する事実 (裏面3~24頁を参照) □ 扶養控除等申告書と併用
○ 同一生計配偶者 <sup>(※)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	同一生計配偶者又は扶養親族等の氏名	昭和20年5月17日	
○ 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の合計所得金額の見積額	
□ 扶養親族が年齢23歳未満 (平成14.12以後出生) (右の★欄のみを記載)	山 川 二 郎	子	0 円

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者 (青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下 (給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下) の人を含みます。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。  
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。  
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



左記のページは  
こちらから

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。  
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。  
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。  
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

○ 令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

1

所轄税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	記載のしるはしはこちら 
<input type="checkbox"/>	給与の支払者の法人番号 1   1   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7	あなたの住所又は居所 〇〇市××町23-7	保
税務署長	給与の支払者の所在地(住所) 〇〇市△△町3-3		

2

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	契約者の氏名	受取人の氏名	新・旧の区分	給付の額	給与の支払者の氏名
●●生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	旧	25,000	
××生命	養老	10年	〇	〇	新	80,000	
●●生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	新	80,000	
●●生命	〇〇年全	30年	山川太郎	山川太郎	新	90,000	
××生命	〇〇年全	30年	〇	山川太郎	新	30,000	

  

①の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	②の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	計(①+②)	③
A 25,000	45,000	70,000	40,000
④の金額を下の計算式Ⅲ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	⑤の金額を下の計算式Ⅳ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	計(④+⑤)	⑥
B 80,000	27,500	107,500	45,000
⑦の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	⑧の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	計(⑦+⑧)	⑨
D 90,000	40,000	130,000	40,000
⑩の金額を下の計算式Ⅲ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	⑪の金額を下の計算式Ⅳ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	計(⑩+⑪)	⑫
E 30,000	27,500	57,500	40,000

  

⑬の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	⑭の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	計(⑬+⑭)	⑮
42,000	12,400	54,400	50,000

  

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計(控除額)			

  

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎
<input type="checkbox"/>	給与の支払者の法人番号 1   1   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7	あなたの住所 〇〇市××町23-7
税務署長	給与の支払者の所在地(住所) 〇〇市△△町3-3	

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

## 2 生命保険料控除額の記入

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	契約者の氏名	保険料の区分	保険料の金額	控除額
② ●●生命	養老	10年	山川 太郎	新・旧	22,500	25,000
××生命	養老	10年	〃	新・旧	80,000	80,000
③ ●●生命	介護	10年	山川 太郎	新・旧	45,000	80,000
××生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	新・旧	90,000	90,000
××生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	新・旧	30,000	30,000

  

控除額	金額
①のうち新保険料等の金額の合計額	A 25,000
①のうち旧保険料等の金額の合計額	B 80,000
計 (A+B)	105,000
控除額	40,000

  

控除額	金額
②のうち新保険料等の金額の合計額	D 90,000
②のうち旧保険料等の金額の合計額	E 30,000
計 (D+E)	120,000
控除額	120,000

### ① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

### ② 一般の生命保険料

（保険料控除証明書からの記載例）  
（イメージ）保険料控除証明書（一部抜粋）

令和6年分 生命保険料控除証明書

契約番号（証券記載番号）	保険払込期間	保険種類	適用制度
〇〇〇〇△△△△	10年	養老	新生命保険料控除制度
払込方法	契約日	保険期間	年金支払開始日
月払	〇年〇月〇日	10年	
保険金受取人名		保険受取人生年月日	
山川 明子		〇年〇月〇日	

  

一般	一般の生命保険料 (A)	配当金 (相当額) (B)	一般証明額 (A-B)
	25,000円	0円	25,000円
介護	介護医療保険料 (C)	配当金 (相当額) (D)	介護医療証明額 (C-D)
年金	個人年金保険料 (E)	配当金 (相当額) (F)	個人年金証明額 (E-F)

（記載例の控除額の計算）  
①欄：25,000円×1/2+10,000円=22,500円（計算式Ⅰ）  
②欄：80,000円×1/4+25,000円=45,000円（計算式Ⅱ）  
③欄：22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円  
④欄：控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

### ③ 介護保険料

（記載例の控除額の計算）  
⑤欄：80,000円×1/4+20,000円=40,000円（計算式Ⅰ）

### ④ 個人年金保険料

（記載例の控除額の計算）  
⑥欄：90,000円→最高40,000円（計算式Ⅰ）  
⑦欄：30,000円×1/2+12,500円=27,500円（計算式Ⅱ）  
⑧欄：40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円  
⑨欄：控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

### ⑤ 生命保険料控除額

（記載例の控除額の計算）  
④ 45,000円+⑨ 40,000円+⑩ 40,000円=125,000円  
→最高120,000円  
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

## 3 地震保険料控除額等の記入

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	契約者の氏名	保険料の区分	保険料の金額	控除額
××火災	地震(建物)	5年	山川 太郎	新・旧	42,000	42,000
▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎	新・旧	14,800	14,800

  

控除額	金額
①のうち地震保険料の金額の合計額	B 42,000
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	C 14,800
控除額	50,000

  

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計 (控除額)			

  

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計 (控除額)	

### ① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

（保険料控除証明書からの記載例）

（イメージ）地震保険料控除証明書（一部抜粋）

令和6年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

（記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算）

地震保険料の控除額  
42,000円 (B)の金額、最高50,000円  
+12,400円 (C)の金額が10,000円を超える場合は、  
=54,400円→最高50,000円

### ② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

### ③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

○ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書兼（特定増改築等）住宅借入金等特別控除計算明細書

（記載例1）平成28年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和6年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の記載例

（この記載例は、令和6年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（以下「控除申告書」といいます。）の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

● ①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から「残高等証明書」の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します（住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください。）

①欄は、「残高等証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、①の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

● ②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の⑩の金額を④欄及び⑤欄に記入します（この場合には、証明事項の⑩の金額の左側に「計」が表示されています。）

● ③欄は、下部の証明事項の④・⑤・⑥の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※③欄の③の記入について  
控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑤の割合を書き、異なる場合は④欄の③を省略して、⑥欄の③に下の算式により計算したiiとiiとの金額の合計額を書きます（下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。）

$$i = \frac{\text{④欄の③の金額}}{\text{④欄の②の金額}} \times \frac{\text{③欄の③又は⑦の割合}}{\text{③欄の③又は⑦の割合}} = \text{円}$$

$$ii = \frac{\text{⑥欄の③の金額}}{\text{⑥欄の②の金額}} \times \frac{\text{③欄の③の割合}}{\text{③欄の③の割合}} = \text{円}$$

● ⑧欄は、下部の証明事項の⑪・⑫の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑩欄及び⑬欄は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

（注）「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前分離課税の長（短）期譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前金額をいいます。

※ 令和6年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

● 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日令和〇年〇月〇日」と記載します。

2 ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

この欄は「控除申告書」の提出を受けた給与の支払者が記載します。

平成36年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者(印)

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けた旨で、申告します。

給与の支払者 名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国税太郎
給与の支払者の 所在地(住所)	〇〇市△△町×××××	あなたの住所 又は居所	〇〇市△△町×××××

新築又は購入に係る借入金等の計算		増改築等に係る借入金等の計算	
区分	借入金の総額	区分	借入金の総額
① 家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高	18,000,000	① 増改築等に係る借入金等の年末残高	0
② 家屋又は土地等に係る取得対価の額	10,000,000	② 増改築等の費用の額	22,500,000
③ 家屋の床面積又は土地等の面積のうち取得対価の占める割合	70.00	③ 増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の占める割合	100
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の合計)	70.00	④ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(②×③)	18,000,000
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	70.00	⑤ 借入金等による住宅借入金等の年末残高	18,000,000
⑥ 特定増改築等の費用の額(備考(注2)参照)	18,000,000	⑥ 年間所得の見積額	8,800,000
⑦ 特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥×③)	18,000,000	⑦ 借入金等による住宅借入金等の年末残高	36,000,000
⑧ 特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と④の合計)	18,000,000	⑧ 備考	私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高36,000,000のうち、18,000,000円を負担することとします。 〇〇市△△町××××× 国税春子 勤務先 〇〇株式会社
⑨ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑧×1%)	180,000		

⑨ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
⑩ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
⑪ この申告書は、切り離さないでください。

平成36年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×××××

平成29年 10月 16日

国税太郎 様 〇〇税務部長 〇〇 〇〇

(証明事項)

区分	家屋	土地等	増改築等をした部分	借入金等の総額
居住開始年月日	平成28年7月24日(特定)			
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000		
家屋又は土地等の床面積又は総面積	70.00	80.00		
④又は⑤のうち居住用部分の床面積又は総面積	70.00	80.00		200,000

(平成28年中居住用者)

証明事項の各欄は、平成28年分の申告に基づいて記載しています。なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。

【住宅借入金等の借換えを行った場合】

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に転記します。

○ 設例（中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。）

平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

〇〇の借主は、「特定増改築等」住宅借入金等特別控除を受ける場合に使用します。  
〇〇の借主の書き方については、控除申告書を参照してください。

1 住所及び氏名

住所	〇〇市△△町×××××	氏名	国税春子
氏名	〇〇市△△町×××××	氏名	国税太郎

2 居住用部分の区分又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

区分	借入金の総額	借入金の年末残高
① 家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高	40,000,000	40,000,000
② 増改築等の費用の額	150,000	150,000
③ 増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の占める割合	100	100
④ 居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(②×③)	150,000	150,000
⑤ 借入金等による住宅借入金等の年末残高	40,150,000	40,150,000

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 住所 〇〇市△△町×××××

れ等をしている者 氏名 国税太郎

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額	年終残高	予定額	36,000,000	円
	当初金額	平成28年7月17日	40,500,000	円
償還期間又は支払期間	平成28年7月から	令和23年6月まで	25	月期
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額				円

(備考) 連帯債務者 国税春子

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和6年12月31日における租税特別措置法第26条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第5項に規定する耐熱改修住宅借入金等の金額又は同法第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

$$\text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円)} \times \text{あなたの負担すべき割合(\%)} = \text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)}$$

36,000,000 × 50 = 18,000,000

→ 「控除申告書」の①欄に転記します。

(注) 「あなたの負担すべき割合」については、原則として、「計算明細書」の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとします。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。  
なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

平成28年分の確定申告の際に「計算明細書控除」を使用します。

その年において「残高等証明書」を使用します。

(記載例2) 令和3年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和6年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和6年分の年末調整において(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書  
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書  
令和6年分

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社		(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎	
給与の支払者の法人番号	〇〇〇〇〇〇××××		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町××××	
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇市△△町××××		〇〇市△△町××××	〇〇市△△町××××	
年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。					
項目	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	⑦増改築等に係る借入金等の計算(注1)	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(円、連帯債務による借入金の額)	①		39,500,000	39,500,000	
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	②		19,750,000		
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③		19,750,000		
③×「居住用割合」	④		19,750,000		
住宅借入金等の年末残高(④の欄の合計額)	⑤	19,750,000	年間所得の見積額	8,800,000	
特定増改築等の費用の額(注3)	⑧				
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高(⑤と⑧の少ない方)(注3)	⑦				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑦×1%)	⑧	197.500			

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	〇〇市△△町××××	
	氏名	国税 太郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	39,500,000 円
	当初金額	令和3年7月17日	40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和3年7月から	令和28年6月まで	25年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額			
(摘要)	連帯債務者 国税 春子		

『控除申告書』の①欄に転記します。

イ ①欄には、2か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑧又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください)。連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の「かつこ」内に記入します。住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初残高}}$$

ロ 「④欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」又は「⑩欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」が異なる場合は、下の算式により計算した i と ii を合計した割合を⑥欄の④の「かつこ」内に記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第4位を切り上げて記入します(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

(算式)

$$i \quad \frac{\text{⑩の金額又は⑧の金額}}{\text{⑩の金額又は⑧の金額}+\text{④の金額}} \times (\text{⑦又は⑨の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

$$ii \quad \frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑧の金額又は⑩の金額}+\text{④の金額}} \times (\text{⑥の割合}) = \underline{\hspace{2cm}}$$

ハ ⑥欄及び⑦欄は、特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方が記入します。

ニ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の重複適用(の特例)を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑧欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ホ 「備考」欄の記入に当たっては次によります。  
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。  
2 ⑥欄の④の「かつこ」内の記入に当たり、上記ロの算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

令和6年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和3年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町××××

令和4年〇月〇日

国税 太郎 様

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

①居住開始年月日(特別特定)	②取得対価の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤取得対価等の額	⑥居住用割合	⑦連帯債務割合
令和3年〇月〇日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %
⑧居住開始年月日	増改築等に関する事項		⑨特例期間(11年目～13年目)(※)			
年月日	①増改築等の費用の額	②特定増改築等の費用の額	③居住用割合	④連帯債務割合	⑤特例期間における控除限度額	
	円	円	%	%	⑥(※)令和13年分～令和15年分 66,600円	
(備考)適用対価の総額	200,000 円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除限度額ではありませんのでご注意ください。				

証明事項の各欄は、令和3年分の申告に基づいて記載しています。



# 令和7年分 給与所得者の扶養控除等申告書

## 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

1	所轄税務署長等 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたとの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成 〇 56年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の有無 ④ 無	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 に 関 する 注 意 事 項 (注1、注2を併せてご参照ください。)	
	税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号 11223344556677	あなたの個人番号 11223344556677	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの税額 本人	あなたの所得 本人	あなたの所得 本人		
2	A 源泉控除 対象配偶者 (注1)	氏名 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 平成 〇 56年 10月 5日	令和7年中の所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合は記載してください。) (注2を併せてご参照ください。)	
		氏名 山川 一郎	あなたとの続柄 子	生年月日 平成 〇 15年 2月 4日	令和7年中の所得の見積額 〇円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 1234 Kokuzei Street, USA	異動月日及び事由	
		氏名 山川 二郎	あなたとの続柄 子	生年月日 平成 〇 20年 5月 17日	令和7年中の所得の見積額 〇円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由	
		氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 平成 〇 21年 5月 8日	令和7年中の所得の見積額 300,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由	
3	C 障害者、障害者 ひとり親又は 勤労学生	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	
		障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	障害者 〇	
4	D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
		氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

この申告書は、あなたの給与について扶養控除等申告書の提出を要するかどうかを判断するために提出してください。また、扶養控除等申告書の提出を要する場合は、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者、障害者ひとり親又は勤労学生に該当するかどうかを判断するために提出してください。

### 1 氏名、住所などの記入

1	所轄税務署長等 市区町村長	2	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	3	(フリガナ) あなたとの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成 〇 56年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 〇〇市××町 23-7	あなたの配偶者の有無 ④ 無	4	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 に 関 する 注 意 事 項 (注1、注2を併せてご参照ください。)
---	------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------	----------------------------	-----------------	-----------------------	-------------------	---	--

- ▶ 1 所轄税務署長等  
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。
- ▶ 2 給与の支払者の法人(個人)番号  
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

- ▶ 3 あなたの個人番号  
あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶ 4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出  
2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

### 2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1	A 源泉控除 対象配偶者 (注1)	氏名 山川 明子	あなたとの続柄 妻	生年月日 平成 〇 56年 10月 5日	令和7年中の所得の見積額 400,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合は記載してください。) (注2を併せてご参照ください。)
		氏名 山川 一郎	あなたとの続柄 子	生年月日 平成 〇 15年 2月 4日	令和7年中の所得の見積額 〇円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 1234 Kokuzei Street, USA	異動月日及び事由
		氏名 山川 二郎	あなたとの続柄 子	生年月日 平成 〇 20年 5月 17日	令和7年中の所得の見積額 〇円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由
		氏名 山川 隆雄	あなたとの続柄 父	生年月日 平成 〇 21年 5月 8日	令和7年中の所得の見積額 300,000円	非居住者である親族 生計を一にする事実 〇	住所又は居所 〇〇市××町 23-7	異動月日及び事由

- ▶ 1 A 源泉控除対象配偶者  
あなた(令和7年中の合計所得金額の見積額が90万円以下の人に限り)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和7年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。  
なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。
- ▶ 2 B 控除対象扶養親族  
次の扶養親族について記載します。  
イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成22年1月1日以前に生まれた人)  
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人  
(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人)  
(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)

- (ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」  
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和7年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。  
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和7年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- ▶ 3 個人番号  
源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶4 老人扶養親族（昭31.1.1以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶5 特定扶養親族（平15.1.2生～平19.1.1生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の場合には、チェックを付けます。

▶6 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円
	1,080,000円
65歳以上	2,050,000円
	1,580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

### 3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	1		2		3		4		障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についての注意」の9をお読みください。)	異動月日及び事由
	障害者	区分	本人	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についての注意」の9をお読みください。)		
<input checked="" type="checkbox"/>	障害者	一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (1人) <input type="checkbox"/> (人) <input type="checkbox"/> (人)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付	

▶1 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶2 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成22年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶3 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶4 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

### 4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	個人番号	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(所得の見積額(※)を記載してください。)	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
1	5,15,6,1,6,1,7,1,7,8,1,9,1,9,1,0	子	23.7.5	〇〇市××町23-7	2	0円		
3	退職手当等を有する配偶者・扶養親族	個人番号	あなたの住所	住所又は居所	4	5	6	7

▶1 16歳未満の扶養親族（平22.1.2以後生）

年齢16歳未満（平成22年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶2 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶3 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶4 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶5 令和7年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和7年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶6 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶7 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和7年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合には、チェックを付けます。

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和6年給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。  
勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和7年分 給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）」記載例をご確認ください。

# ○ 令和7年分 給与所得者の扶養控除等申告書 (簡易な申告書)

勤務先へ提出する「令和7年分給与所得者の扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した「令和6年分給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、勤務先の指示の下、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

1

令和7年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書										
所轄税務署長等	給与の支払者の名称 (氏名)	(フリガナ)	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日	明・大・期	年	月	日	あなたも給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)	
税務署長	給与の支払者の法人 (個人) 番号	あなたの個人番号	11122333445566	あなたの住所又は居所	〒000-0000	〇〇市	××町	23-7	あなたの税制	配偶者の有無
市区町村長	給与の支払者の所在地 (住所)	あなたの住所又は居所	〇〇市	××町	23-7	〇〇市	××町	23-7	配偶者の有無	有・無
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、重傷、ひとり親又は勤労学生の子に該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。										
区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	令和7年分の所得の見積額				
源泉控除対象配偶者 (注1)						非居住者である親族				
控除対象扶養親族 (16歳以上) (※22.1.1以降出生)						生計を一にする事実				
障害者、重傷、ひとり親又は勤労学生						該当する場合は○印を付けてください。				
他の所得者が扶養親族等						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				
						障害者				
						38万円以上の支給				
						16歳以上30歳未満又は70歳以上				
						留学者				

